

埼玉県中央環境管理事務所と共同で産業廃棄物 業界の処理委託に関する法律を理解して頂くために 取り組んでいます。

拝啓

寒さ厳しくなる季節、貴社におかれましては益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社 環美は、【燃やさない・流さない・埋めない】をスローガンに「完全資源循環型」の処理システムを目指していますが、現在世界中で起きている温暖化・異常気象・脱炭素化は産業廃棄物が原因の一部と言っても過言ではないと思います。この度、弊社は産業廃棄物処理の排出業者責任・収集運搬業者責任・処分業者責任の重要性及び産業廃棄物処理業界の社会に対する信頼性を得るために埼玉県と共同で深く理解して頂くために取り組んでいます。

「産業廃棄物処理業」から「環境産業」へのステージアップに向けて、今回は全体的な簡単なパンフレットを作成しました。今後も業界のために一緒に取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願い致します。

次回は排出事業者責任について詳しく説明させていただく予定です。

敬具

産業廃棄物委託する前にご確認下さい

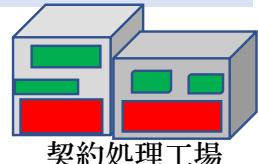
契約書



排出業者

違反すると：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

産業廃棄物処理委託は処理工場との直接契約締結が必須
収集運搬会社任せで処分業者を、知らないではすみません!!



契約処理工場

◎排出事業者責任とは

委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)

「許可を持つ処理業者」に『書面で契約』

◎委託基準(契約書・許可品目)の注意事項

○委託する際には処理工場との契約が必要です!

廃棄物の委託は口頭ではできません。

処理業者に廃棄物を引き渡す前に契約が書面により締結されていることを御確認ください。

○許可品目以外の廃棄物は委託できません!!

処理業者は許可のある品目のみ処理ができます。

委託しようとしている廃棄物は処理業者の許可品目に含まれていますか?

契約書や契約書に添付してある許可書の写しの内容をよく御確認して、処理業者に
引き渡す前に混入していないかご御確認ください。

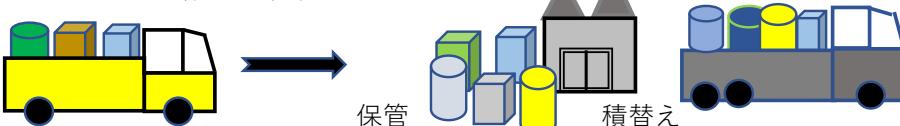
収集運搬業者利用



○収集運搬業者と処分業者の2者それぞれ契約書を交わして下さい。

許可品目以外の産業廃棄物の収集運搬を委託しない!

積替え保管施設の許認可のない倉庫で産業廃棄物を保管したり積替えて
他の場所に移動してはいけない



処理工場へ直行用マニフェストと積替え保管用マニフェストは内容が違います。

◎処理費用の注意事項

重要

適正な処理には相応な費用がかかります!!

適正な料金を負担しない場合には、処理業者は適正な処理ができないため、

不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなります。できるだけ安値に委託
しようと想っていますか?適正処理が行われない場合、排出事業者の責任が問われます。

◎委託基準・マニフェスト義務に違反すると罰則があります。

○排出事業者に適用される罰則について

処理業者の許可品目外の廃棄物を委託した場合、契約を書面で行わなかった場合

→ 委託基準違反:3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

○マニフェストを交付しなかった場合

→ マニフェスト交付義務違反:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



株式会社 環美
廃塗料専門処理工場
TEL:048-780-7766



埼玉県中央環境管理事務所
廃棄物・残土対策担当
TEL:048-822-5199